新城市長 下 江 洋 行 様

新城市市民自治会議 会長 鈴 木 誠

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について(答申)

令和5年6月23日付け新市自8・2・1にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

### 1 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について

新城市市民自治会議(以下、「市民自治会議」という。)は、平成29年度に市民の権利として市の政策に関する情報を積極的に知る権利を持つ観点で、公設民営で「公開政策討論会」の設置を検討するよう市長へ答申しました。平成30年度には、公開政策討論会のあり方を検討するための公開政策討論会検討作業部会を市が設置し、市民自治会議に提出された「公開政策討論会検討作業部会まとめ」をもとに、新城市自治基本条例(以下、「自治基本条例」という。)に位置付けた制度の設計と市が継続して実施出来るよう条例化に向けた検討について市長に答申しました。

その後、市長は、令和2年度に新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論 会条例を制定し、令和3年度は、コロナ禍により放送・配信のみの無観客開 催となりましたが、条例施行後初めて新城市市長選挙立候補予定者公開政策 討論会(以下、「討論会」という。)が実施されました。

本年度の市民自治会議は、討論会実行委員長の報告をもとに、課題を整理することから始めました。そのうえで、課題解決にあたり条例改正が必要な事項とそうではない事項に分類し、条例改正が必要な課題等について検討することとしました。

主な論点は、タイトなスケジュールへの対策、討論会実行委員の任期、参加申出者が一人の場合の運営などについてでした。

タイトなスケジュールへの対策については、市民自治会議と討論会実行委

員会の関係性やそれぞれの役割について確認し、討論会手続の公平性・公正性を担保しつつ、事務の簡素化について検討を行いました。また、令和3年度の討論会の反省に基づき、参加申出期限についても検討しました。

検討の結果、各委員のそれぞれの経験や立場に基づき、多様な意見が挙げられました。そこで今回の答申は、各課題に対する市民自治会議委員からの意見を別紙のとおり集約する形としました。

討論会は、市長選挙の候補者となろうとするものが掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会であり、まちづくりの担い手である市民の参政意識の向上を図る重要な機会です。

貴職におかれては、本答申を踏まえた上で、各種法令に照らし合わせ、討 論会が公平かつ公正に、円滑に行われるよう運営方法を工夫して取り組んで いただきたいと思います。

# 新城市市民自治会議意見一覧

# 1 市長が欠け、又は退職(以下、「辞職等」という。) した場合の対応について

課題 辞職等した場合の討論会開催は、スケジュールが非常にタイトになることが予測されるが、円滑に新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会(以下、「討論会」という。)を実施することができるか。

意見 運営上の工夫をして実施すべきという意見

● 新城市自治基本条例(以下 「自治基本条例」という。)第14条の

- 新城市自治基本条例(以下、「自治基本条例」という。)第14条の 2に討論会について規定があり、市長選挙の候補者となろうとする 者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民 が聴く機会として、討論会を開催するとされているため、どういう 状況でも実施する必要があり、運営上の工夫が必要である。
- 辞職等した場合の討論会開催は、スケジュールがかなりタイトになるため、テーマをある程度決めてしまっておけば、話がスムーズに進むのではないか。

# 2 市長が任期満了の場合、辞職等した場合、それぞれで簡素化できる事務はないか。

課題 討論会実行委員会(以下、「実行委員会」という。)委員、開催予定日の決定等に時間がかかることから、新城市市民自治会議(以下、「市民自治会議」という。)による実行委員会委員選定や開催予定日等の諮問・答申をする必要があるか。

### 意見 ■ 諮問・答申は必要という意見

- 市民自治会議は、条例上の規定があり、市長と市民の関係性があり、 市長が提案してきたものに対して、何らか意見することは必要であると考える。
- 討論会の公平性を担保するため、市民自治会議への諮問・答申は必要である。どういう状況でも次の4年のリーダーを決める選挙であることに間違いはないため、スケジュール的に厳しいという理由で、省くものではない。
- 時間的に厳しい事態であれば、それを踏まえながら、市民自治会議を開催し、受けた諮問に対して審議し、市長に答申する。時間等がタイトであるから何かをやらないのはおかしい。
- スケジュール的に厳しいからといって、簡素化するというよりは、 これは絶対にやらないといけないので、前倒ししてやれるものはや るような方法を検討すべきである。

### ■ 諮問・答申は必要ないという意見

市民自治会議と討論会を規定する条例が異なるため、市長の任期満 了の場合及び辞職等した場合のどちらにおいても、市民自治会議に 諮る必要はない。

### ■ その他の意見

- 辞職等した場合においては、スケジュール的に全く間に合わないため、市民自治会議に報告する必要はない。
- 実行委員会には市民自治会議委員は入れない。実行委員会で話し合われたことを市民自治会議に相談するのは違和感を感じる。
- 市民自治会議に諮問するのは非常に悩ましい。討論会自体が市民参加の権利として機能しているか、市民自治会議が行く末を見る必要はあると思う。
- 公募によらないで実行委員会委員を選定する場合、市長と市民自治会議があらかじめ協議するとあるが、市民自治会議は市長の附属機関(諮問機関)であることから、協議ではなく諮問・答申でないとおかしいのではないか。ただし、諮問・答申していると時間がかかってしまう。
- 公募によらずに実行委員会委員を選定することは、特例の取扱いに あたるため、市民自治会議の意見を聴くことは必要である。
- 実行委員会を討論会の前年度に設置し、その翌年度早々に市民自治会議へ諮問するとその時点で市民自治会議が設置されていないと諮問自体が遅れる。
- 市長任期満了の場合と辞職等した場合で、別に規定を設けるのは難 しいのではないか。辞職等した場合は、市民自治会議へ諮問するこ とは、スケジュール的に難しく、心配な部分がある。
- 市民自治会議への諮問は「できる」規定にしてはどうか。

### 課題

討論会条例第5条第3項に規定する参加申出期限(以下、「2回目の期限」という。)から討論会までの7日間で、多くの事務を行う必要がある。そのため、任期満了の場合は、2回目の期限を討論会の7日前ではなく、14日前としてはどうか。また、辞職等した場合は、同条例第5条第1項に規定する参加申出期限(以下、「1回目の期限」という。)と2回目の期限の間が3日しか違わないが、2回目の期限は設ける必要があるか。

# 意見 ■ 申出期限の変更に賛成の意見

● 市長任期満了の場合、1回目の期限の辺りでは、まだ参加を迷っている人がいるため、2回目の期限を設けた方がいい。2回目の期限を討論会の7日前から14日前にするとことは折衷案として妥当である。辞職等した場合は、1回目の期限が討論会の10日前であるため、2回目の期限を14日前とすると矛盾が生じる。また、1回目の期限と2回目の期限が3日しか違わないため2回目の期限は必要ない。

● 令和3年度の討論会の際は、2日前にホームページに情報が掲載された。市長任期満了の場合は、2回目の期限を14日前とすることで、1週間は意見調整ができ、討論会1週間前にはホームページ等で情報提供することができる。

### 課題

いつ選挙になるかわからないため、常設の実行委員会を条例上で規定して、勉強会や運営のフォーマットを作成するなど辞職等した場合に備えてはどうか。

### 意見

# ■ 実行委員会を条例上規定した方がいいという意見

● 実行委員会が条例上、不明確であるため、条例で実行委員会の規定 をするとよりわかりやすくなる。

### ■ 実行委員会の任期に関する意見

- 実行委員会委員の任期が継続していれば、辞職等した場合もすぐに 動くことができる。
- 事前に行える事務もあり、辞職等した場合にも対応できるため、2 年の任期が適当である。
- 任期を2年とし、討論会の1年前に委嘱して、討論会後の1年は討 論会の反省等をする期間としてもいいのではないか。
- 2年の任期とし、毎年度、定数を満たすまで公募はしていただきたい。2年で全員変わるより定数を満たすまで、毎年公募し、人数の確保をしていくやり方じゃないと2年で全員代わってしまうのはよくない。
- 討論会の前年度に委嘱して、最大3年の任期として、途中で実行委員会を抜けてもいい規定を設けてはどうか。
- 4年の任期は長すぎる。1年だと毎年選ばなければならない。中間をとって2年程度が適当ではないか。
- 2年の任期だと討論会がない任期にあたることがあり、そのときに 実行委員会委員に応募する方は少ないのではないか。1年で再任を 妨げないという規定をうまく活用してはどうか。
- 選挙がない年度に実行委員会委員になっても実感がない。任期1年 でいいのではないか。
- 実行委員会委員になって、1年で討論会の準備をすることは大変な 負担であるため、討論会の前年度に委嘱して2年の任期がよい。選挙に当たらない年の実行委員会もできるが、もうちょっと広い目で 見て、選挙に関わるいろんなことを学んだり啓発したりするなどし てもよい。
- 任期を2年とすると、討論会の後、市民自治会議において課題等の 整理や条例改正に関する審議が出来る期間が1年間で、実行委員会

の準備含めて、その後2年半の間、討論会の準備をすることになる。 途中で辞職等がなければ、討論会がなくても委員は委嘱されたまま 残ることになる。そう考えると任期を2年とする意味がないように 思うため、現行の1年でいいと考える。むしろ、これから経験を蓄 積し、既定の期間でやり遂げていくべきである。

# 課題 討論会の開催予定日と開催日を分けて公表する必要があるか。

### 意見

# ■ 分けて公表する必要があるという意見

● 条例を作るときに議論に関わったが、この開催予定日や開催予定場所としたのは、任期満了時の選挙が、10月は台風の季節にあたることから、天候異変で開催したくてもできないこともあることからであった。

# ■ 分けて公表する必要がないという意見

- 市民からすると開催予定日と開催日は、区別できないと思う。条例 上で開催予定日と開催日に分けていることは、わかりにくくしてい る。
- 開催日に統一すれば2回目の期限まで開催日を中止にしなくてもよい。1回目の期限以降に参加を申し出た人の参加の機会を増やす意味でもよいのではないか。
- 条例上は、開催予定日は、市民自治会議に意見を聴くことになって いるが、開催日は規定がないため、あまり意味がない。

# 3 1回目の期限で参加申出者が一人の場合について

### 課題

1回目の期限までに1人の参加申出があり、その後2回目の期限までに1人の参加申出があった場合、1回目の期限までに参加を申し出た参加者は実行委員会へ委員を推薦することができるが、1回目の期限後に参加を申し出た参加者は実行委員会へ委員を出すことはできず、さまざまな事項を実行委員会で決定した後での参加となる。特に1人目が現職であった場合、公平・公正を疑われる可能性がある。1回目の期限の段階で参加申出者が1人の場合、開催するかどうか。

# 意見

### ■ 開催すべきという意見

- ・ 市長選挙の候補者となろうとするものが掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として、討論会を開催するとされているため、その機会を確保することが前提であることから、討論会を行わないという判断はない。
- 現行の制度で周知しているため、その制度を曲げるというのが逆に 不公平感を生んでしまうことになる。
- 制度の周知を徹底するということが大前提としてあるので、それを

踏まえて立候補するということであるから、その限りにおいては、 実行委員会に推薦を出すことができない場合でもそれはやむを得な い。

# 4 2回目の期限で参加申出者が一人の場合について

### 課題

2回目の期限の段階で、1人のみの参加が確定すると、討論会7日前に主宰者を調整することとなる。参加者1人の場合の主宰者は、質問内容を厳選し、参加者の主張を引き出し、実現可能性を追求しなければならず、準備に時間を要し、人選も難しいのではないか。1回目の期限の段階で参加申出者が1人の場合、開催するかどうか。

# 意見 ■ 開催すべきという意見

- ・ 市長選挙の候補者となろうとするものが掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として、討論会を開催するとされているため、その機会を確保することが前提であることから、討論会を行わないという判断はない。
- 任期満了時は、2回目の期限を14日前と改正し、辞職等した場合は2回目の期限をやめるという前提であれば、2回目の期限で1人の参加となっても、ある程度主宰者決定に時間を割ける。
- ある程度予測して準備を行わざるを得ない。

# 5 主宰者について

### 課題

「主宰者は実行委員会が推薦する者で、市長が決定する」とし、条例のどこかに実行委員会を規定してはどうか。

### 意見

### ■ 規定する必要はないという意見

● 現職の市長が立候補予定者となった場合に、関係性を疑われないように実行委員会は、附属機関ではなく任意機関であり、実行委員会委員は無報酬となっている。これを条例で規定することで、附属機関であると勘違いされ、現職の影響力が強いと思われてしまわないかという懸念がある。

# ■ その他の意見

- 討論会条例第9条に討論会の主宰者は最終的に市長が指名することが規定されている。現職市長が参加する場合、現職に都合のいい主宰者を指名することがあり得る。
- 現職市長が参加者となる場合は、職務代理者を置くと予測されるが、 市を代表する者は条例上「市長」となる。また、討論会条例第10 条において、市長は自らが立候補予定者として討論会に参加するこ とができる権利を有することに鑑み、討論会を開催するに当たって は、市民、学識経験を有する者等の協力を得て、第4条から前条ま

でに定める手続き及び運営が公平かつ公正に行われるよう配慮しなければならないことが規定されており、これに違反することはあってはならないことである。